

**【文書名】**

捜査指揮に関する訓令

(昭和 42 年香川県警察本部訓令第 6 号)

**【概要】**

犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、警察本部長又は警察署長が行う捜査指揮に関し必要な事項を定めたものである。